平成２１年（フ）第５１６号
大分市大字寒田657番地の16県営寒田南住宅２Ａ－７－11、住民票上の住所大分市大字中判田472番地の１
債務者　前野　菜穂
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１００７号
宮城県塩竈市清水沢３丁目21番２号
債務者　小野寺ちよ子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８３号
仙台市太白区郡山４丁目５番10号
債務者　安斎　房子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５６号
宮城県名取市閖上４丁目13番33号
債務者　相澤　早苗
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
福島市入江町14番14号　レオパレスアイ102号、住民票上の住所福島市太田町19番30号　加藤アパート201号
債務者　小林　智子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２４８号
福島県二本松市向原268番地７　サンハイツ102号
債務者　安齋　和人
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２５７号
福島県二本松市竹田１丁目94番地１　ＦＭコーポＢ号
債務者　大木　孝行
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２６３号
福島市南沢又字松北町１丁目７番地の12
債務者　渋谷　武史
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５５号
福島県相馬市山上字中井塚２番地の218
債務者　田中　伴重
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第５６号
福島県南相馬市原町区国見町１丁目15番地の６　夜ノ森パークサイドテラス北棟206号
債務者　佐藤　秀美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第５７号
福島県南相馬市原町区国見町１丁目15番地の６　夜ノ森パークサイドテラス北棟206号
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３８０号
茨城県那珂郡東海村大字白方130番地３清水つる貸家５号、旧住所茨城県ひたちなか市大字中根4852番地サンライフ堀川101号
債務者　神保　義人
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４０８号
茨城県ひたちなか市大字市毛847番地56県営もみじが丘アパート４－３－４
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４１４号
水戸市青柳町4253番地の１
債務者　御厨　芳紀
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４２２号
茨城県ひたちなか市大字中根3648番地３
債務者　粥川くるみ
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４３４号
茨城県ひたちなか市大字田彦940番地38県営田彦アパート８－103
債務者　山崎　谷光
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４３５号
水戸市三湯町382番地の１
債務者　川嶋眞知子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所